

千葉市と損害保険ジャパン株式会社との地域防災力向上に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、消防団活動の充実強化及び地域防災力の向上に向けて相互に連携し、協力するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、双方の資源及びノウハウを活用し、消防団活動を通じて、地域防災力の向上を図ることにより、災害に強く、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）消防団活動に必要な資機材等の支援に関する事項
- （2）消防団活動に対する連携支援に関する事項
- （3）防災減災教育及び啓発活動に関する事項
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

3 前2項に定める事項の具体的な実施内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により知り得た情報について、法令等により開示が義務付けられている場合を除き、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。本協定が終了した後も、同様とする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく事業の実施に伴い費用が発生する場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

2 本協定に基づく事業の実施により損害が生じた場合の責任及び負担については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、

有効期間満了の日の2か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年7月28日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市

千葉市長 神谷俊一

乙 千葉市中央区千葉港8-4
損害保険ジャパン株式会社

千葉支店長 藤本将人